令和２年２月版

変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

１　届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇨ 次ページの一覧表で確認してください。

２　届出手順

変更の発生 → **一覧表**で提出方法等の確認

変更日以前に **来庁（事前協議）**	①　電話予約をする 予約先：事業者指導課 TEL　086-212-1012 ②　必要書類の作成 ③　②の事業所控えをとる。 ④　予約日に②,③を持参して、来庁（事前協議） （事業者指導課は、KSB 会館４階です。）
変更があった日から１０日以内に **郵送（〒）**	①　必要書類の作成 ②　①の事業所控えをとる　→　保管 ③　①を下記に郵送する。 〒700-0913 岡山市北区大供３丁目１－18　KSB 会館４階 岡山市事業者指導課　　宛 （下記の郵送用宛名ラベルを活用してください。）

郵送用宛名ラベル　※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

↓

〒　700－0913

岡山市北区大供3丁目1－18　KSB 会館4階

岡山市　事業者指導課　宛

＜変更届（　　）在中＞

↑

サービスの種類を記載してください。

○変更の届出　　【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、１０日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、事業者指導課へ１部提出してください。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

変更の届出が必要な事項	提出書類
１．事業所の名称	①変更届（様式第４号） ②付表７－１（事業所の指定に係る記載事項） ③変更後の運営規程
２．事業所の所在地 **【関連項目】** **登記事項証明書等の記載にも変更がある場合、５を参照してください。**	**※事前協議が必要** ①変更届（様式第４号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、ＦＡＸ番号を記載すること。 ②付表７-１（事業所の指定に係る記載事項） ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、内部の様子） ※各２方向以上から撮影し、Ａ４用紙に貼付等すること。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書（原本）又は登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書
３．申請者の名称及び主たる事務所の所在地 **【重要】** **運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。**	①変更届（様式第４号） ②申請者の登記事項証明書（原本）又は条例等（写し） ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
４．代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	①変更届（様式第４号） ②申請者の登記事項証明書（原本）等 ③誓約書（(地域密着型サービス（参考様式９－１)) ※代表者の住所変更のみの場合は③は不要。
５.申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第４号） ②申請者の登記事項証明書（原本）又は条例等（写し） ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。

〇変更の届出　　**【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】つづき**

変更の届出が必要な事項	提出書類
6．事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	①変更届（様式第４号） ②付表７－１（事業所の指定に係る記載事項） ③事業所の平面図（各室の用途を明示すること） ④事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、内部の様子） ※各２方向以上から撮影し、Ａ４用紙に貼付等すること。
７．事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	①変更届（様式第４号） ②付表７－１（事業所の指定に係る記載事項） ③資格証等の写し（当該事業に関する資格を有する場合） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ⑤雇用契約書、辞令又は労働条件通知書等の写し ※雇用契約書（本人直筆の署名・捺印のあるもの）以外の場合は、その写しの裏面又は空白部分に本人により氏名、住所、就業開始年月日を記載すること ⑥誓約書（(地域密着型サービス（参考様式９－１)) ⑦組織体制図（法人内に兼務がある場合） ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は④～⑧は不要。
８．運営規程	①変更届（様式第４号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表７－１（事業所の指定に係る記載事項） ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程
９．連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地	①変更届（様式第４号） ②付表７－１（事業所の指定に係る記載事項） ③連携する指定訪問看護事業所との契約書の写し等 ※複数事業所との連携の場合、連携する訪問看護事業所一覧（市参考様式２）も添付する。

※　その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。